

## 鎌倉市不妊治療費（先進医療分）の助成について

鎌倉市では令和6年4月1日から、不妊治療における保険診療と併用可能な先進医療にかかった費用の一部を助成します。



### 助成の対象となる治療

次の2つの要件を満たす治療が助成の対象となります。

- 医療保険適用の体外受精及び顕微授精と併せて実施した、医療保険の適用とされない先進医療であること

ただし、厚生労働省の承認を受けている医療機関で、厚生労働省から先進医療として告示されている治療・技術による治療である必要があります。

※次の治療は対象外です。

人工授精等の一般不妊治療や全額自己負担で実施した体外受精及び顕微授精（併せて実施した治療）

- 令和6年4月1日以降に終了した治療であること



### 助成を受けることのできる方

次のすべての要件を満たしている方が、助成を受けることができます。

- ① 申請の時点で、助成の対象者とその配偶者（パートナー）の両方または一方が鎌倉市に住民登録があること。
- ② 他の自治体で助成を受けていないこと。



### 助成額

1回の治療で先進医療にかかった費用の7割(1,000円未満は切り捨て)について、50,000円を上限に助成します。

なお、助成の回数は体外受精等を医療保険で治療できる要件と同じです。



### 助成を受けるための手続

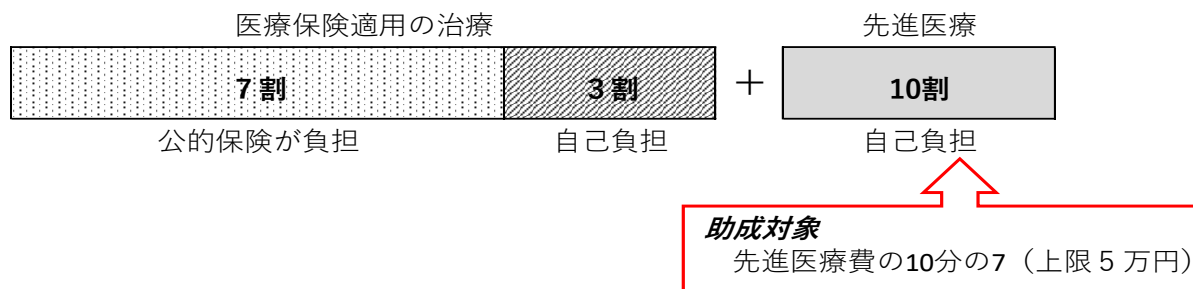
1回の治療の終了後、治療終了日から起算して1年以内に次の申請書類をこども家庭相談課に提出してください。

- ① 「鎌倉市不妊治療費助成事業申請書」（第1号様式）
- ② 「鎌倉市不妊治療費助成事業受診等証明書（原本）」（第2号様式）  
治療を受けた保険医療機関で主治医に記載してもらってください。  
※文書料等が必要な場合は、申請者のご負担になります(文書料は助成の対象外です)。
- ③ 先進医療に要した費用が分かる領収書の写し
- ④ 先進医療に要した費用が分かる明細書の写し
- ⑤ 【申請者又は配偶者（パートナー）が鎌倉市に住民登録が無い場合のみ】  
鎌倉市に住民登録が無い方の住民票の写し
- ⑥ 【住民票の写しで夫婦関係が確認できない方のみ】  
申請者及び配偶者（パートナー）の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）又は戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）
- ⑦ 【事実婚の方のみ】  
事実婚関係に関する申立書（第3号様式）又は本市のパートナーシップ宣誓書受領証

※郵送で提出される場合、簡易書留や特定記録での郵送をお勧めします。

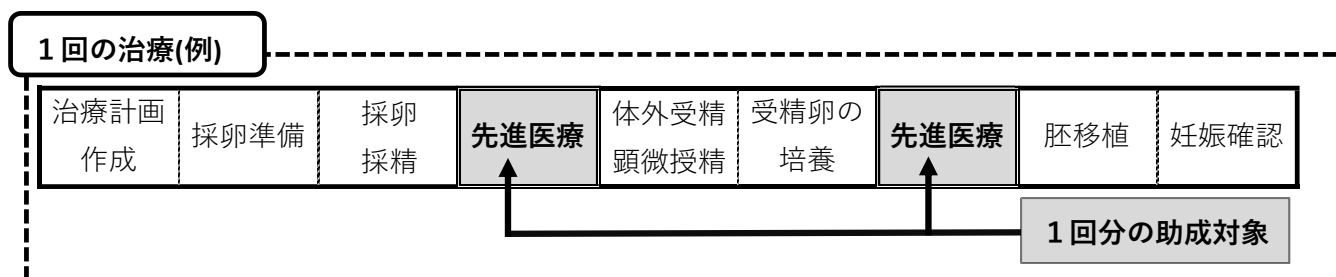


## 助成額について



## 「1回の治療」とは

医師が判断した採卵準備のための投薬開始等の治療計画を作成した日等から、妊娠の確認等（医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中止した場合を含む。）に至るまでの体外受精等の実施の一連の過程を1回の治療とします。



## 「治療終了日」とは

妊娠確認検査をした日（妊娠の有無を問いません。）または医師の判断によりやむを得ず治療を中止した日のいずれかとなり、助成金申請に際し、主治医が作成する受診等証明書の「今回の治療期間」の「終了」の欄に記載された日となります。主治医にご確認ください。



- 申請期間を過ぎた治療についての申請は受け付けられませんので、ご注意ください。
- 助成金は助成決定後、決定通知書を送付し、申請書の指定口座に助成金を振り込みます。



### 【問合せ先】

鎌倉市 こども家庭相談課 親子保健担当

〒248-8686

鎌倉市御成町 18 番 10 号

電話：0467-61-3944

メール：kokatei-phn@city.kamamkura.kanagawa.jp